

## 資料 2

### 電気設備が設置されている部分等の特殊消火設備に係る特例適用の運用基準

#### 第 1 基準の適用範囲

この基準は、政令第 13 条第 1 項及び条例第 38 条第 1 項に規定する防火対象物又はその部分のうち、電気設備が設置されている部分、多量の火気を使用する部分、通信機器室、電子計算機室等（発電所の電気設備が設置されている部分を除く。以下「電気設備が設置されている部分等」という。）に対して、政令第 32 条又は条例第 42 条の規定を適用し、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「特殊消火設備」という。）を設置しないことができる場合の基準の特例適用に係る運用基準を定めたものである。

なお、本基準により特例を適用し、特殊消火設備を設置しない電気設備が設置されている部分等のうち、政令及び条例の規定により屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、連結散水設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）の設置を要する部分にあつては、特例適用条件により設置した代替消火設備（スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備）の有効警戒範囲に限って、政令第 32 条又は条例第 42 条の規定を適用し、屋内消火栓設備等を設置しないことができるものとする。

#### 第 2 用語例等

本基準における用語例等は、資料 1 「電気設備が設置されている部分等の特殊消火設備に係る法令適用の運用基準」の例によること。

#### 第 3 電気設備が設置されている部分に関する事項

電気設備が設置されている部分における特殊消火設備の設置に係る政令第 32 条及び条例第 42 条の規定の適用にあつては、次によること。

##### 1 代替消火設備を設置した場合

電気設備が設置されている部分は、資料 5 「変電設備等に設ける水系消火設備の技術基準」に基づくスプリンクラー設備又は水噴霧消火設備を設置した場合、政令第 13 条第 1 項第 6 欄及び条例第 38 条第 1 項の規定にかかわらず、政令第 32 条又は条例第 42 条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

##### 2 新ガス系消火装置を設置した場合

電気設備が設置されている部分（床面積が 200 m<sup>2</sup>未満で、かつ、体積が 400 m<sup>3</sup>以下のものに限る。）は、当該部分に財団法人日本消防設備安全センターで、その機能、性能等の評価されたパッケージ型の新ガス消火装置を設置した場合、条例第 38 条第 1 項の規定にかかわらず、条例第 42 条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができる。

##### 3 大型消火器を設置した場合

(1) 政令第 13 条第 1 項第 6 欄関係

次のア及びイに適合する電気設備が設置されている部分は、当該部分に大型消火器を政令第 10 条第 2 項の規定の例により設置した場合には、政令第 13 条第 1 項第 6 欄の規定にかかわらず、政令第 32 条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

ア 電気設備の設置場所は、次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 油入機器を使用する特別高圧の変電設備のある場所
- (イ) 油入機器を使用する全出力が 1,000kVA 以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所
- (ウ) 全出力が 1,000kVA 以上の発電設備のある場所
- (エ) 地盤面からの高さが 31m を超える階に存する部分

イ 電気設備は、次のいずれかに該当すること。

- (ア) 発電機、変圧器のうち、冷却又は絶縁のために可燃性の油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれがないもの
- (イ) 全出力の容量が 1,000kVA 未満の電気設備（冷却又は絶縁のために油類を使用しないものを除く。）
- (ウ) 全出力の容量が 15,000kVA 未満の密封方式の電気設備（封じ切り方式、窒素封入式等の絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）
- (エ) 密封方式の OF ケーブル油槽
- (オ) 昭和 48 年消防庁告示第 1 号、昭和 48 年消防庁告示第 2 号又は昭和 50 年消防庁告示第 7 号に適合する構造のキュービクルに収納されている電機設備

(2) 条例第 38 条第 1 項関係

次のすべてに適合する変電設備が設置されている部分は、当該部分に大型消火器を政令第 10 条第 2 項の規定の例により設置した場合、条例第 38 条第 1 項の規定にかかわらず、条例第 42 条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができる。

ア 変電設備の設置場所は、次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 設置場所の床面積が 200 m<sup>2</sup>以上のもの
- (イ) 地盤面からの高さが 31m を超える階に存するもの

イ 変電設備は、次のいずれかに該当すること。

- (ア) 告示適合キュービクル式の変電設備を条例第 12 条第 1 項第 3 号（ただし書きを除く。）に規定する区画（以下「条例の不燃区画」という。）内に設ける場合で、油入機器に収納されている油が外箱の周囲に流出しない構造としたもの
- (イ) 主要構造部を耐火構造とし、開口部に特定防火設備を設けた独立専用棟（政令第 8 条の規定により別棟扱いできる変電設備のある場所も含む。）に変電設備を設ける場合で、同一敷地内の隣接する建築物（工作物を含む。）又は隣地境界線から当該独立専用棟までの水平距離が 1 m 以上離れているもの
- (ウ) 主要構造部を不燃構造とし、開口部に防火設備を設けた独立専用棟に変電設備を設ける場合で、同一敷地内の隣接する建築物（工作物を含む。）又は隣地境界線から当該独立専用棟までの水平距離が 3 m 以上離れているもの

(エ) 屋上（床面を耐火構造としたものに限る。）に変電設備（当該変電設備の周囲に油入機器に収納されている油が他に流出しない構造の防油堤が設けてあるものに限る。）を設けるもので、変電設備から当該建物の外壁等及び隣接建物の外壁又は隣地境界線までの水平距離が5 m以上離れているもの

なお、次の場合は、水平距離をこれによらないことができる。

a 水平距離を3 m以上にできるものは、告示適合キュービクル式の変電設備を設けたもの若しくは当該油入機器の面に耐火有効壁又は防火上有効なへい（当該変電設備の側方1 m以上、床面からの高さが2 m以上となる不燃材料で造ったものをいう。以下同じ。）があるもの

b 水平距離を1 m以上にできるものは、告示適合キュービクル式の変電設備を設け、かつ、当該変電設備に面して耐火有効壁又は防火上有効なへいがあるもの

ウ 変電設備には、次のすべての対策が講じられていること。

(7) 引込み点の最も近い箇所を受電電力を一括して有効に遮断することができる遮断器が設置されていること。

(イ) 過電流、短絡電流及び地絡電流の発生を検出する過電流継電器、地絡継電器等を設け、かつ、これらの継電器が動作した際に受電電力を有効に遮断できる装置が設置されていること。

(ウ) 変圧器のバンク毎、回路毎の過負荷防止装置が設置されているもの又は過負荷対策を講じたものであること。

(エ) 次の管理体制が確立されていること。

a 保守員が常駐しているもの

なお、次のいずれかに適合する場合は、保守員が常駐しているものとみなす。

(a) 管理について権原を有するものが同一であり、かつ、同一敷地内にある他の防火対象物に保守員が常駐しているもの

(b) 変電設備の状況を監視することができる制御室等（以下「制御室」という。）を設け、当該制御室において遮断器の操作及び保護継電器の動作状況の監視並びに火災発生への覚知ができ、かつ、火災発生の際は制御室から関係機関、関係場所に速やかに通報、連絡できるもの

b 法第8条に準じた防火管理体制が確立されているもの

(オ) 特別高圧の変電設備には、次のすべての対策が講じられていること。

a 変圧器の異常な油温上昇に対する警報装置が設置されていること。

b 変圧器内部の異常を検出する差動継電器を設け、かつ、当該継電器の動作に際して変圧器の内部の異常が他の電気回路に波及しないように遮断装置が設置されていること。

c 高圧進相コンデンサ回路に保護用電力ヒューズが設置されていること。

#### 第4 多量の火気使用部分に関する事項

政令第13条第1項第7欄に規定する多量の火気使用部分における特殊消火設備の設置に係る

政令第 32 条の規定の適用は、次によること。

## 1 代替消火設備を設置する場合

### (1) 多量の火気を使用する厨房室の場合

次のすべてに適合する調理を目的として使用する火気設備器具が設けられる多量の火気使用部分は、当該火気使用部分にスプリンクラー設備を政令第 12 条に定める技術上の基準又は当該技術上の基準の例により設置した場合、政令第 13 条第 1 項第 7 欄の規定にかかわらず、政令第 32 条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

ア 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に火炎伝送防止装置としてフード等用簡易自動消火装置が、第 2 節. 第 24 フード等用簡易自動消火装置に定める基準に基づき設置されているもの

イ 熱源として液体燃料を使用しないもの

ウ 気体燃料を使用する厨房設備の場合には、フード等用簡易自動消火装置の起動及び多量の火気を使用する厨房室のスプリンクラー設備の作動と連動して当該厨房設備の気体燃料の供給を停止するもの

エ 固体燃料を使用する厨房設備（客席に設置する焼肉等用機器以外で、排気ダクトに接続できるものに限る。）の場合には、油脂を含む蒸気が自動洗浄等により排気ダクト内に入らない装置が設けられているもの

### (2) ボイラー、冷温水発生機等が設置される場合

次のア及びイに適合する多量の火気使用部分は、政令第 13 条第 1 項第 7 欄の規定にかかわらず、政令第 32 条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

ア 次のいずれかの消火設備が当該多量の火気使用部分の火気設備器具の据え付け部分及びその周囲 5 m の部分に設置していること。

(ア) 資料 5 「変電設備等に設ける水系消火設備の技術基準」に準じて設置するスプリンクラー設備又は水噴霧消火設備

(イ) 政令第 12 条第 2 項に規定する舞台部に設ける場合の技術上の基準及び第 2 節. 第 3 スプリンクラー設備 3 の例により設置するスプリンクラー設備

イ 多量の火気使用部分の火気設備器具は、次のすべてに該当するボイラー、冷温水発生機、給湯設備等のみが設置されるものであること。

(ア) 資料 1 第 2. 1. (2). アに定める不燃区画で区画された専用室又は機械室（当該火気使用設備の関連機器を設けているものに限る。）に設置されるもの

(イ) 熱源として気体燃料又は電気を使用するもの（気体燃料を使用するものは当該燃料が漏洩した場合に自動的に燃料の供給を停止でき、かつ、燃料の漏洩の発生を常時人がいる場所に警報を発するものに限る。）

(ウ) 前アの消火設備のスプリンクラーヘッド又は水噴霧ヘッドからの散水により被水した場合、異常燃焼、爆発等を生じないなど保安上支障がないもの

## 2 大型消火器を設置した場合

次のいずれかの多量の火気使用部分は、当該火気使用部分に大型消火器を政令第 10 条第 2 項の規定の例により設置した場合、政令第 13 条第 1 項第 7 欄の規定にかかわらず、政令第 32 条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

(1) 鍛造場等の場合

鍛造場、ボイラー室又は乾燥室（以下「鍛造場等」という。）は、当該鍛造場等に設けられる火気使用設備の最大消費熱量（火気使用設備が複数設けられている場合は、最大消費熱量の合計）が 350kW 未満のもの

(2) 最大消費熱量が 120kW 未満の火気設備器具の場合

多量の火気使用部分（次に掲げる炉を設ける場合を除く。）のうち、当該部分の火気設備器具の最大消費熱量（火気設備器具が複数設けられている場合は、最大消費熱量の合計）が 120kW 未満の場合は、当該火気設備器具の相互の離隔距離が 10m（屋上は 5 m）以上のもの

ア 開放炉及び動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は可燃性個体若しくは可燃性液体類を煮沸する炉

イ ガラス、金属等を高温加熱又は溶解する炉

ウ 熱風炉（工業用の炉に限る。）

(3) 火気設備器具の展示場等の場合

火気設備器具の展示場等で、次のすべてに適合するもの

なお、スプリンクラー設備が政令第 12 条に定める技術上の基準又は当該技術上の基準の例により設置されている火気設備器具の展示場等で、実際に燃焼、発熱させる火気設備器具の設置場所（避難通路、固定壁等で囲まれたものをいう。以下「燃焼させる火気設備器具の設置場所」という。）に専用の消火器を設けた場合は、大型消火器を設けたものとみなす。

ア 一の燃焼させる火気設備器具の設置場所において、当該場所の燃焼、発熱させる火気設備器具の最大消費熱量（同一の場所に 2 以上の火気設備器具が設置されている場合は、それぞれの最大消費熱量の合計）が 350kW 未満であるもの

この場合、当該場所と他の燃焼させる火気設備器具の設置場所の燃焼、発熱させる火気設備器具の据え付け部分相互の離隔距離が 5 m 以上であること。

イ 火気設備器具の展示場等での火災発生及び当該場所の燃焼、発熱させる火気設備器具の異常燃焼等に際し、当該火気設備器具の燃料の供給を容易に停止できる措置が講じられているもの

ウ 火気設備器具の展示場等が、資料 1. 第 2. 1. (2). アに定める不燃区画により区画されているもの（当該部分にスプリンクラー設備が政令第 12 条に定める技術上の基準又は当該技術上の基準の例により設置されている場合を除く。）

エ 使用に際し、燃焼、発熱させる火気設備器具毎に担当者がいるもの

### 3 消火器を設置した場合

次のいずれかの多量の火気使用部分は、当該部分に消火器を政令第 10 条第 2 項の規定の例により設置した場合、政令第 13 条第 1 項第 7 欄の規定にかかわらず、政令第 32 条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。

- (1) ボイラー室で、各個の最大消費熱量が 70kW 未満のボイラーのみを設けるもの
- (2) 乾燥室で、各個の最大消費熱量が 17kW 未満のもの又は据え付け面積が 1 m<sup>2</sup>未満の乾燥設備のみを設けるもの
- (3) 最大消費熱量の合計が 350kW 以上の給湯設備のみが設置される部分で、各個の最大消費熱量が 70kW 未満の給湯設備を設けるもの
- (4) 最大消費熱量の合計が 350kW 以上の温風暖房設備（風道を使用しない場合に限る。）のみが設置される部分で、各個の最大消費熱量が 70kW 未満の温風暖房設備を設けるもの

## 第5 通信機器室・電子計算室等に関する事項

通信機器室・電子計算室等に政令第 12 条に定める技術上の基準の例によるスプリンクラー設備を設置した場合、政令第 13 条第 1 項第 8 欄の規定にかかわらず、政令第 32 条の規定を適用し、特殊消火設備を設置しないことができるものとする。